

# 衛生措置

## 給水

調節箱：生物膜の状況監視。定期的に清掃・消毒

水道水以外の水を原湯、原水、上がり用水、上がり用湯に使用：水質検査（1年1回以上）記録保管（3年間）

水位計

・原水、原湯、上がり用水、上がり用水、浴槽水の水質検査：レジオネラ属菌検出時には市長に報告  
・自主管理手引書、点検表の作成

配管を1週間1回以上消毒

原湯・原水

上がり用湯・上がり用水

給水栓

シャワー

打たせ湯

・週1回以上通水  
・シャワーヘッド及びホース（6カ月1回点検）  
・シャワーヘッド及びホース（1年1回内部清掃及び消毒）

原湯

定期的な清掃・消毒

気泡発生装置

## 浴槽

・水質検査：毎日換水（1年1回以上）連日使用（1年2回以上）結果（3年保管）  
・浴槽水は塩素系薬剤による消毒  
・残留塩素濃度を毎日測定。測定結果（3年間保管）

## 回収槽

回収槽の配管と内部清掃

## 貯湯槽

・温度管理（60度以上保持）  
・定期的な清掃、消毒（貯湯槽温度管理が60度未満の場合）  
・設備の破損、温度計の性能確認

かけ流し（毎日完全換水、清掃）

循環式（1週間1回以上完全換水、清掃）

ろ過器と消毒装置は浴槽水がある時は常に作動

塩素系薬剤はろ過器の直前に投入

## ろ過器

毎日清掃・消毒

## 消毒装置

維持管理

・1週間1回以上逆洗浄  
・年1回清掃・消毒

## 配管

・1年に1回程度、生物膜の状況点検、あれば除去消毒  
・配管の状況を把握、不要な配管除去

## 排水